### 日本国ニアメリカ合衆国に昭和二十七年法律第百二十一号

(目の氏)は(ボンド)の一般国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法でに日本国における合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並

#### (国の賠償責任)

こ壬ずる。その職務を行うについて違法に他人に損害を加えた場合の例により、国がその損害を賠償する責その職務を行うについて日本国内において違法に他人に損害を加えたときは、国の公務員又は被用者があ合衆国の陸軍、海軍又は空軍(以下「合衆国軍隊」という。)の構成員又は被用者が、その職第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基き日本国内にあるアメリ

の例により、国がその損害を賠償する責に任ずる。理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じた場合瑕疵があつたために日本国内において他人に損害を生じたときは、国の占有し、所有し、又は管第二条 合衆国軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に

### (強制執行等の特例)

べきことを求めなければならない。 
裁判所は、債権者の申立てにより、合衆国軍隊の権限ある機関に対し執行官にその物を引き渡す 
裁判所は、債権者の申立てにより、合衆国軍隊の権限ある機関に対し執行財所又は保全執行 
に対して強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をする場合には、執行裁判所又は保全執行 
第五条 合衆国軍隊が使用する施設又は区域内にある動産(合衆国軍隊が使用するものを除く。)

#### **队**

この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から施行する。

## ₹ 則 (昭和三五年六月二三日法律第一〇二号)

#### (施行期日)

# 附 則 (昭和四一年七月一日法律第一一一号) 抄

#### (施行期日)

### 附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

#### (施行期日)

ら施行する。
- この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)か

#### (経過措置)

なお従前の例による。 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、

### 附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号)

#### (施行期日)